

## 「福島県廃棄物処理計画（素案）」に関する県民意見公募結果

### 1 募集期間

令和3年10月18日（月）～11月17日（水）

### 2 意見及び県の考え

#### 第3章 産業廃棄物の処理

※表側の頁・行は、意見反映後のものを指します。

| No. | 該当箇所 |   | 御意見・理由  | 県の考え   |
|-----|------|---|---|--|
|     | 頁    | 行 |   |  |
| 1   | 37   | 7 | 34ページ7行 表4-1 産業廃棄物の県内排出量と県外搬出量の中で、「動物のふん尿」項目がある。大概は、堆肥として耕作地へ戻し入れるのだが、400ベクレル以上あるふん尿は産廃として処理せざる得ないのが現状だ。県農林水産部環境保全農業課や国や研究機関とより緊密な協力体制を敷き、ふん尿からの放射能値を減らす取り組みが風評被害対策にも繋がると思いますよ。 | 原発事故直後、一部の地域においては、400Bq/kgを超える家畜排せつ物がありましたが、現在は、安全な飼養管理を行っており、400Bq/kgを超えるものは発生しておりません。<br>いただいた御意見を参考にさせていただき、引き続き、関係部局・機関と連携し、安全な飼養管理等を行いながら、家畜排せつ物の利活用を推進してまいります。 |